



2023年5月12日

各位

会社名 日本精工株式会社  
代表者名 代表執行役社長 市井 明俊  
(コード: 6471 東証プライム市場)  
問合せ先 執行役常務 人事総務本部長 岡 秀典  
(TEL 代表 03-3779-7111)

### 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止） に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2023年6月23日開催予定の当社第162期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了する当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プランの廃止にあわせて、当社定款における買収防衛策に関する規定（第13条及び第35条。内容は別紙記載のとおり）を削除する予定であり、本定時株主総会に定款変更の議案を上程する準備を進めておりますので、あわせてお知らせいたします。

#### 記

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月25日開催の当社第147期定時株主総会において、買収防衛策を株主の皆様のご賛同を得て導入しました。その後、3年の有効期間の満了の都度、買収防衛策の内容を一部変更の上で株主の皆様のご賛同を得て継続しており、直近では、2020年6月30日開催の当社第159期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続しております。

本プランが有効期間の満了を迎えるに当たり、本プランの扱いについて、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、コーポレートガバナンス・コードの浸透、買収防衛策を巡る近時の動向等を踏まえ検討をまいりました。

現時点においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為がなされるリスクは依然として存在しております。その一方で、取締役会の同意を得ずに行われる大量買付行為に対しては、特定の者による大量買付行為の提案を受けた段階で、当該提案に対する分析・検討を行い、必要に応じて、株主の皆様のご意向を確認する事例が増加しています。

このような最近の環境の変化及び本プランの継続が及ぼす影響等を勘案して慎重に検討を行った結果、有効期間の満了する本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続せず、廃止することといたしました。

当社は、本プランの廃止の後も、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に向けて取組みを進めるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、当該行為の是非を株主の皆様が検討するために必要かつ十分な情報の提供と時間の確保を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が当該行為を適切に判断することができる機会の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

別紙

当社の現行定款における買収防衛策に関する規定は次のとおりです。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第13条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。

(当社の株式の大量買付行為に関する対応方針の決議)

第35条

株主総会は、法令に規定する事項及び本定款に別途定めがある事項のほか、当社の株式の大量買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。

② 前項に定める当社の株式の大量買付行為に関する対応方針とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。

以 上